

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標
自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、水道事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を推進することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、安全な水道水の供給、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。

業績指標	
指標番号	業績指標名
19	汚水処理人口普及率 *
20	水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 *
21	水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数 *

業績指標の分析							
(19) 汚水処理人口普及率 *							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	91.7%	92.1%	92.6%	92.9%	93.3%	(集計中)	95%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	
(事務事業等の実施状況) ・ 令和 3 年 11 月に汚水処理施設の 10 年概成に向けたアクションプランの点検を要請し、全国 1,719 市町村の内、精査の結果 964 市町村 (約 56%) がアクションプランの点検を実施した。点検を行った 964 市町村の内、精査の結果 629 市町村 (約 65%) がアクションプランの見直しを実施予定とした。 令和 7 年 3 月 31 日時点の見直し状況は、見直しを実施予定とされた 629 市町村の内、502 市町村 (約 80%) で見直しを実施済みとなっている。 ・ 令和 5 年度には、1 つの小規模下水道処理施設向けの水処理技術について、早期の未普及解消を目的とした「下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド (案)」を策定し、令和 6 年 3 月に公表した。 これをもって、令和 6 年 3 月までに社会実験が完了し、全 8 技術について広く普及を図る技術として一般化している。 (その他の外部要因の状況) — (目標の達成状況に関する分析) ・ 業績指標については、各市町村が見直しを行ったアクションプランを取りまとめた結果、令和 8 年度時点での汚水処理人口と行政人口がわかり、令和 8 年度時点で汚水処理人口普及率が 95.5%になると見込まれることから A と評価した。 ・ 汚水処理人口普及率の令和 5 年度の実績値は約 93.3% (116,143,525 人/124,482,768 人) であり、前年度から約 0.4%上昇した。 ・ 普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、5 万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は 84.0% (16,801,504 人/20,000,973 人) (令和 5 年度末時点) にとどまっている。 (課題の特定) —							

(20) 水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 *

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	H30 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 8 年度
実績値	77.5%	83.2%	84.6%	85.8%	86.6%	(集計中)	100%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

平成 26 年に「「水道事業ビジョン」作成の手引き」を策定し、記載事項や検討手法等を示すことによって、実効性の高い水道事業ビジョン策定の促進を図っているところである。

また、各水道事業者等、都道府県に対し、調書を発出し、水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況を把握しているところである。

(その他の外部要因の状況)

—

(目標の達成状況に関する分析)

過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成が困難であると見込まれるため、B と評価した。

水道事業ビジョンを策定している水道事業者は、1,201 事業者、都道府県水道ビジョンを策定している都道府県は 35 者であり、全水道事業者及び都道府県数（1,427 者）に対する割合は令和 5 年度時点で 86.6%になっている。

○水道事業ビジョン

大臣認可事業者においては 442 事業者の内 98%（434 事業者）が策定済となっており、未策定は 8 事業者となっている。このうち、5 事業者が策定中または策定予定となっている。

知事認可事業者においては、938 事業者の内 82%（767 事業者）が策定済となっており、未策定は 171 事業者となっている。このうち、46 事業者が策定中または策定予定となっている。

○都道府県水道事業ビジョン

47 都道府県の内 75%（35 自治体）が策定済となっており、未策定は 12 自治体となっており、このうち、3 自治体が策定中または策定予定となっている。

○引き続き、未策定事業者及び都道府県に策定していただくよう周知していく。

(課題の特定)

計画を策定する人員等が不足している等の理由から、特に知事認可事業者や都道府県に未策定が多く見られるため、これらに対し、技術的支援を行うとともに策定を求めていくことが必要となっている。

(21) 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数*

目標達成状況の評価 B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	433 市区町村	433 市区町村	451 市区町村	474 市区町村	500 市区町村	530 市区町村	658 市区町村
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

- ・かわまちづくり計画の登録件数は、令和 6 年度末時点で 286 箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
- ・令和 6 年 12 月に開催したミズベリング・インスパイア・フォーラム 2024 では、オンラインを含めて約 300 名が参加し、全国の水辺における先進的な取組事例やアイデアの紹介等を行った。・河川敷地占用許可準則第 22 の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、令和 6 年度末時点で 151 件を指定している。

（その他の外部要因の状況）

—

（目標の達成状況に関する分析）

かわまちづくり計画の登録やミズベリングの開催、都市・地域再生等利用区域の指定等、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数は令和 5 年度 500 市区町村から令和 6 年度 530 市区町村と、令和 6 年度には 30 市区町村の増加がみられ、目標に向けて推移しているが、目標値のトレンドに届いていないため、B と評価した。

（課題の特定）

実績値は増加しているものの、各地域における地方公共団体、民間事業者、地元住民の合意形成の状況等により、目標値のトレンドに届いていないと考えられる。現在、計画策定やプロジェクト実現に向けた取組が多く地域で進んでいるところ、推進主体となる地方公共団体や民間事業者及び地元住民への更なる普及・啓発等を通じて、水辺の賑わい創出に向けた取組の推進に取り組んでいく。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

④ 進展が大きくない

（判断根拠）

業績指標 19 については、目標達成に向けて順調に推移しているものの、業績指標 20 及び 21 については、実績値は増加しているが、目標年度の目標達成に向けた進捗から遅れているため、「④ 進展が大きくない」と評価した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 19 については、目標年度である令和 8 年度に向けて順調に推移している。目標値に向け、地方公共団体との連携を一層強化し、引き続き污水处理施設整備事業の推進に向け総合的な支援を行う。

業績指標 20、21 については、実績値は増加をしているものの、各地域における知事認可事業者や地方公共団体等の状況等により、目標値のトレンドに届いていない。これらに対し、事業主体となる推進主体となる地方公共団体等への更なる策定促進や普及、啓発等、引き続き本業績指標・施策目標に基づく施策の推進に継続的に取り組んでいく。

引き続き、施策目標の達成を目指し、地方公共団体等との連携を強化することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、安全な水道水の供給、適切な污水处理の実施、下水道資源の循環を推進する。

外部有識者のコメント

(20)については途中までは順調に推移していたものが近年滞っており、策定未実施の水道事業者及び都道府県にどのような理由があるのかを明確にしたうえで取り組むべきと思われる。一方、(21)については当初より計画未達であり、また一律に取組を要請するあり方自体を少し見直しても良いのではないかと。個々の市区町村により事情がかなり異なるものと推察される。(国土交通省政策評価会 松田 千恵子)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 8

水管理・国土保全局下水道事業課 課長 吉澤 正宏

・業績指標 19

担当課：水管理・国土保全局下水道事業課 （課長 吉澤 正宏）

・業績指標 20

担当課：水管理・国土保全局水道事業課 （課長 筒井 誠二）

・業績指標 21

担当課：水管理・国土保全局河川環境課 （課長 島本 和仁）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	水道施設強靱化推進事業費	002367
2	給水装置等対策費	002371
3	水道施設整備事業調査費	002374
4	水道施設整備費	002375
5	官民連携等基盤強化支援事業	002376
6	水道の基盤強化方策推進事業	002378
7	下水道事業	004053
8	下水道リスク管理システムの運用経費	004054
9	下水道分野の水ビジネス国際展開経費	004055
10	下水道における PPP／PFI の導入に向けた検討経費	004056
11	下水道分野における強靱化・グリーン化推進経費	004618
12	下水汚泥の農業利用促進に向けた検討・支援経費	005619
13	下水道の広域化・共同化推進に向けた検討・支援経費	005620
14	都市水環境整備事業	007290
15	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	019658

参考指標の達成状況

施 策 目 標：8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する

参考指標

(参 12) 良好な水環境創出のための高度処理実施率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	56.3%	59.3%	59.9%	62.0%	65.8%	(集計中)	65%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 13) 下水道バイオマスリサイクル率

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	33.8%	約 37%	約 38%	約 37%	約 37%	—	45%
年度ごとの 目標値		—	—		—	—	

(参 14) 基幹管路の耐震適合率

	初期値	実績値					目標値
	H24 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	34%	41%	41%	42%	43%	—	60%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 15) 広域連携に取り組むこととした市町村数

	初期値	実績値					目標値
	R 4 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	651 事業	—	651 事業	687 事業	集計中	—	700 事業
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 16) 特に重要な水系における湿地の再生割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	68%	70%	73%	75%	78%	81%	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 17) 地域活性化に資する新たな水辺の利活用創出のため、民間事業者等と連携し社会実験を行った箇所数

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実績値	49	53	59	91	101	112	100
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 18) 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	53%	54%	70%	73%	74%	(集計中)	60%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

・参考指標 12

担当課：水管理・国土保全局大臣官房参事官（上下水道技術）（大臣官房参事官 本田 康秀）

・参考指標 13

担当課：水管理・国土保全局上下水道企画課（課長 岩川 勝）

・参考指標 14、15

担当課：水管理・国土保全局水道事業課（課長 筒井 誠二）

・参考指標 16、17

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 島本 和仁）

・参考指標 18

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 片山 壮二）

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(19)汚水処理人口普及率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		91.7% (令和元年度)	95% (令和8年度)
【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分子)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口 (分母)総人口 【初期値(R元)】91.7%=(116,360,683人/126,843,072人)			
【目標設定の考え方・根拠】 将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和8年度までに95%まで向上させることを目標として設定。			
【外部要因】 技術開発の動向等			
【他の関係主体】 ・環境省(浄化槽事業を所管) ・農林水産省(集落排水施設事業を所管) ・地方公共団体(事業主体)			
【重要政策】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【 施 策 目 標 】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【 業 績 指 標 】	(20)水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		77.5% (平成30年度)	100% (令和8年度)
【 指 標 の 定 義 】 水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 (分子)水道事業ビジョン又は都道府県水道ビジョンを策定している都道府県、水道事業者(簡易水道事業者を除く。以下同じ。)及び水道用水供給事業者の合計数 (分母)我が国の都道府県、水道事業者及び水道用水供給事業者の合計数 【初期値(H30)】 77.5% 「水道事業ビジョン」は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、料金収入の減少や水源の汚染リスクへの対応といった、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、行程等を地域ごとに包括的に示すもの、「都道府県水道ビジョン」は、水道事業者等が作成した水道事業ビジョンを踏まえ、広域的な観点から、都道府県単位で水道のあり方を示すものであり、それらの策定が進むことにより、上下水道の持続性の確保と機能強化の推進という施策目標に寄与するものである。国土交通省としては、「都道府県水道ビジョン」作成の手引き等により、これらの策定を促進している。			
【目標設定の考え方・根拠】 これまでの整備状況を踏まえて、令和8年度までに100%まで向上させることを目標として設定した。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 ・地方公共団体(事業主体。水道事業ビジョンの策定主体。) ・都道府県(都道府県水道ビジョンの策定主体)			
【 重 要 政 策 】			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	水管理・国土保全局 水道事業課		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(21)水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		433 (令和2年度)	658 (令和7年度)
【指標の定義】 河川法上の河川に隣接する市区町村のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した市区町村数 ※河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村。			
【目標設定の考え方・根拠】 第4次社重点での進捗状況を考慮し、R7年度までの目標を設定			
【外部要因】 新型コロナウイルス感染症のまん延			
【他の関係主体】 地方公共団体			
【重要政策】 ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)「魅力的な水辺空間の創出による地域活性化を実現するかわまちづくり等の推進・河川空間のオープン化やかわまちづくり等により、河川敷地の民間活用の推進、水辺におけるサイクリング環境の整備やテレワーク環境の整備促進、ドローン物流との連携等の取組を進めることで、地域住民や来訪者にとって魅力ある水辺空間を創出し、地域の交流機会の増加やにぎわいの創出を図る。」 ・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月)身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)ス 河川空間を活用した賑わい創出の推進 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成による賑わいの創出を図る「かわまちづくり」を推進する。 ・生物多様性国家戦略(令和5年3月)かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出[重点] 人と水や生物とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【関係課】			